

## 第4 社会福祉施設及び病院等に係る防火安全対策

(本論は全て◆ ただし、法令等に規定されているものを除く。)  
(「\*」は、(6)項口に掲げる防火対象物に対する指導事項として特段配慮するもの。)

社会福祉施設及び病院等に係る防火安全対策については、「社会福祉施設、病院等に係る防火安全対策の推進について（昭和62年12月7日指指第1032号予防部長・指導広報部長依命通達）」によるほか、次によること。

### 1 目的

この基準は、主として障害者や高齢者が多数入所している社会福祉施設及び病院等（以下「福祉施設等」という。）における人命安全の確保を最優先とした指導を行うために、出火防止、延焼拡大防止、避難の安全確保及び消防用設備等の設置等に係る具体的基準を定めたものである。

### 2 指導対象

この基準に基づき指導する防火対象物の範囲は、次に掲げるものとする。

- (1) 政令別表第1(6)項イ(1)から(3)までに掲げる防火対象物、(6)項ロ及び(6)項ハに掲げる防火対象物
- (2) 政令別表第1(16)項イに掲げる防火対象物で前(1)の用途に供する部分
- (3) その他これらに類する防火対象物

### 3 指導の方針

本指導基準は、法令基準を基礎としてその上で、福祉施設等の人命安全確保のための方法を示したものであり、適用対象となる防火対象物は、身体的障害、知的障害、運動能力低下等から避難に支障のある人が通所又は入所等するという特性を有している。

法令基準は人命安全確保のための最低限の要求であって、建築計画上欠くことのできない前提条件である。本指導基準は、防火対象物ごとに異なる条件を勘案し、さらなる防火安全対策を講ずることにより、法令の目的を達成しようとするものである。

このことから、消防用設備等の自主設置及び自主管理を働きかけ、管理権原者の理解と協力のもとに安全対策を進めることを念頭において指導にあたるものとする。

### 4 指導事項

#### (1) 出火防止対策

##### ア 火気使用設備器具の管理

入所又は入院者の入室している居室（以下「入居室」という。）内では、原則としてストーブ等の裸火は使用しないものとする。

##### イ 喫煙管理

- (7) 福祉施設等建築物内で喫煙する場合には、入居室以外に喫煙場所を設けること。
- (4) 喫煙場所は他の部分と区画し、必要に応じて「喫煙所」の旨の掲出を行うこと。

##### ウ 厨房の出火防止対策

- (7) 油脂を含む蒸気を発生するおそれのある厨房設備の排気ダクトに設置する火炎伝送防止装置は、フード等用簡易自動消火装置とすること。
- (4) 揚げ物調理に使用する器具は、調理油過熱防止装置付きのものとする。

##### エ 寮母室等の出火防止対策

- (7) 寮母室及びナースステーションでの火気使用を制限するとともに、努めて火気使用器具は設置しないこと。

なお、火気使用器具の設置が必要な場合は、当該設置部分を防火区画等すること。

また、書類等の可燃物を保管する部分も努めて同様に区画すること。

- (4) 食事室、談話室等には、可燃物を置かないよう管理すること。やむを得ず可燃物を置く場合には、不燃材料製又は金属製の収納庫等を活用すること。

オ 放火防止対策

- (7) 休日・夜間等においては、出入口を限定し、出入りする者に対する管理を行うこと。
- (4) リネン室、器材室、薬品庫及び常時使用していない病室等は、施錠すること。
- (7) 共用部分は、施設の実態に応じて、I T V等の設置により管理を行うこと。
- (5) 巡視等が十分でない福祉施設等の外周部は、夜間照明の設置等により管理を行うこと。

カ 危険物品等の管理

消毒用アルコール等の引火性の高い危険物の保管、小分けは、火気のない専用の部屋で行い、保管場所は施錠すること。

(2) 延焼拡大防止対策

ア 防火区画等

- (7) 火気使用室及び多量の可燃物を収納するリネン室及び倉庫等は、防火区画すること。

\* (4) 各入居室相互の壁は、建基政令第114条第2項に定める防火上主要な間仕切り壁（以下「防火上主要な間仕切り壁」という。）で区画すること。

\* (7) 防火上主要な間仕切り壁の開口部は、不燃材料製の扉等（ガラス部分は、線入板ガラス又は網入板ガラスとする。）を設けること。

\* (5) 入居室の廊下に面する出入口扉は、随時閉鎖でき、かつ、煙感知器と連動して閉鎖する機構とすること。

イ 内装制限

次に掲げる部分で室内に面する壁及び天井の仕上げは、準不燃材料とすること。

\* (7) スプリンクラー設備が設置されていない入居室

- (4) 寮母室及びナースステーション

- (7) 前(7)以外の入居室

ウ 構造規制

2階以上の階に入居室を有する建築物は耐火建築物とすること。

エ 防災製品の使用促進

- (7) 寝具類（敷布、カバー類、布団類、毛布類等）は、防災製品を使用すること。

- (4) 寝衣類を福祉施設等が用意する場合にあっては、交換の機会等をとらえて防災製品とすること。入所者等が寝衣類を持ち込む場合にあっては、努めて防災製品を使用すること。

(3) 避難及び消防活動対策

ア バルコニー等の設置

\* (7) 避難階以外の階に入居室を有する福祉施設等は、連続式のバルコニーを設置すること。

\* (4) 前(7)のバルコニーには、直接地上等への避難ができるように階段又はスロープを設置すること。  
なお、階段又はスロープは、努めてバルコニー上で2方向避難が可能であるように設置すること。

（スロープとは、屋内において1/12（約8%）以下、屋外においては1/20（約5%）以下の）  
（勾配を有する傾斜路をいう。ただし、高低差が75cm以下の場合、この限りでない。）

- (7) バルコニーの幅員は、車椅子の回転を可能とするため努めて150cm以上とするとともに、入居室等のバルコニーへの出口の幅員も車椅子の通行を可能とするため85cm以上とすること。

イ 段差の解消

- (7) 避難経路となる廊下、バルコニー及び当該部分への出入口の床等には、段差を設けないものとする。  
ただし、やむを得ず段差を設ける場合にあっては、おおむね2cm以下とすること。

- (4) 既存の福祉施設等でも、バルコニーへの避難が行えるように、適度の傾斜を設けた鋼板等により段差を解消すること。

\*ウ 水平避難の確保

各階ごとに水平避難が可能ないように、ゾーン区画を行うこと。

なお、ゾーン区画相互は、耐火構造の壁、床及び防火戸等で区画すること。ただし、バルコニーのみで水平避難を行うものは、バルコニーに面する開口部に防火戸（線入板ガラス入り戸可）を設けること。

（水平避難とは、同一階においてブロックごとのゾーン区画に分け、一つのゾーン区画から）  
（次のゾーン区画へ避難することをいう。）

\*エ 手術室等の防火区画化

手術室、分娩室及び重症患者集中治療看護室等は、出火時に患者が手術等により早期に避難ができないことから、当該室内に籠城することが可能なように防火区画すること。

#### オ 救助用開口部の設置等

(7) 福祉施設等の避難階部分を除くバルコニーの床には、救助用の開口（以下「救助用開口部」という。）を設置し、かつ、固定はしごを設置すること。（前ア、(7)及び(イ)により措置されている場合を除く。）  
なお、救助用開口部の固定はしごにあっては、マンホールに組み込まれた避難はしごで代替できるものとする。

(イ) 活動上有効なバルコニーの手すりには、努めて消防隊が進入できる部分として、活動上有効な部分に取外し可能な箇所（幅員75cm以上）を2ヶ所以上設置すること。

なお、転落防止に配慮するとともに日常においては施錠すること。

#### \*カ 入所・入院者の管理

入所又は入院者のうち自力避難困難な人は、努めて避難階、バルコニーが設けられている側の入居室、寮母室、ナースステーション及び階段室付近で、避難及び救出しやすい部分に入室させるよう配慮すること。

#### キ 障害者に対する警報器の設置

聴力の障害者が入所する福祉施設等については、施設の実態に応じて光警報装置を設置すること。

#### ク 火災時の解錠

各入居室及び避難口（バルコニーに通ずる出入口を含む。）を施錠している施設にあっては、自動火災報知設備と連動し自動的に解錠する装置とするとともに、防災センター又は宿直室等から遠隔操作により一斉解錠できる機構とすること。ただし、バルコニーに通ずる出入口で、当該出入口がクレセントにより施錠されるなど、内部からかぎを用いることなく、容易に解錠できる等避難上支障のない場合はこの限りでない。

#### ケ 避難器具

(7) 避難器具の設置個数の減免については、省令第26条第5項各号に定めるほか、次のすべての措置がされている場合には、積極的に政令第32条を適用して、当該階には避難器具を設置しないことができるものであること。

a 耐火建築物で、前(2)、ア、(イ)、(ウ)及び(エ)により区画されていること。

b 各居室の外気に面する部分にバルコニー等が、前ア及びイ、(7)により設けられていること。（ア、(イ)については、階段に限る。）

c 前bのバルコニー等から直接地上等に通ずる階段が、2ヶ所以上設けられていること。

(イ) 避難器具を設置する場合には、政令第25条第2項第1号に掲げる表のうち、努めて滑り台又は避難橋を設置すること。

#### コ 消防車両の活動空間の確保等

(7) バルコニー等に面してはしご車両等の活動空間を確保できるよう周囲の道路状況に配慮した計画とすること。

(イ) 敷地内の通路についても消防車両の活動に配慮した計画とすること。

#### サ 避難用スペースの確保

敷地内には、入所者等が災害時に避難した後、待避できるスペースを努めて確保すること。

#### (4) 消防用設備等の充実・強化

##### \*ア 消火設備等の設置

(7) スプリンクラー設備を設置すること。

(イ) 福祉施設等の規模等によりスプリンクラー設備を設置できない場合は、パッケージ型自動消火設備を設置すること。

##### イ 自動火災報知設備等の設置

(7) 自動火災報知設備を設置すること。

(イ) 寮母室又はナースステーションに副受信機を設置すること。

(ウ) 副受信機が設置できない場合にあっては、受信機の設置場所と寮母室又はナースステーションとの間で相互に連絡できる措置を講ずること。

(エ) 感知器、受信機等には、非火災報対策を講ずること。

(オ) 厨房等には、簡易型ガス漏れ火災警報設備を設置すること。

##### ウ 火災通報装置の設置等

- (7) 火災通報装置を設置すること。
- (4) 火災通報装置は、自動火災報知設備と連動させること。

エ 非常警報設備

- (7) 非常警報設備は放送設備とすること。
- (4) 前(ア)の放送設備を設置できない場合にあつては、寮母室又はナースステーションからも放送できる遠隔操作器を備えた一斉放送設備を設置すること。

オ 誘導灯の設置

視力又は聴力の障害者が入所又は入院等している福祉施設等の誘導灯の設置にあつては、点滅型誘導音装置付誘導灯を設置すること。

\*カ 防災センター等の設置

- (7) 第4章第1節第3「防災センター」に準じた防災センターを設置すること。
- (4) 福祉施設等の規模等により、防災センター等に総合操作盤が設けられない場合にあつても集中管理するため、次の事項について措置すること。
  - a 火災の進展に対応できるよう、火災の覚知、通報、状況把握、避難誘導及び自衛消防活動等の支援を目的として、自動火災報知設備の受信機、火災通報装置及び放送設備の操作部を集中して管理するとともに、非常電話等の設置により寮母室又はナースステーションとの連絡体制を確保すること。
  - b 各種消防設備、防火戸、排煙設備及び自家発電設備等の消防用設備等及び防災用設備等の稼働状況を把握するための表示装置を設け、必要により遠隔起動できるようにすること。

## 5 その他

- (1) 既存の福祉施設等については、当該施設の建築構造及び敷地の形状等を考慮し、改修又は模様替え等の機会をとらえて、努めて前4の指導事項について措置を講ずるようにすること。
- (2) 2、(1)、(2)及び(3)に掲げる防火対象物及び部分のうち、通所施設についても、4、(2)、(3)及び(4)を除き指導するものであること。